

令和 8 年度姫路市地域保健包括業務委託契約仕様書（案）

第一章 委託業務の一覧

1 予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項に規定する定期の予防接種

- ①ロタウイルス感染症
- ②B 型肝炎
- ③H i b 感染症
- ④小児の肺炎球菌感染症
- ⑤五種混合（ジフテリア・破傷風・百日せき・急性灰白髄炎・H i b 感染症）
- ⑥三種混合（ジフテリア・破傷風・百日せき）
- ⑦急性灰白髄炎（不活化ポリオ）
- ⑧B C G
- ⑨水痘
- ⑩麻しん風しん混合第 1 期（麻しん単独・風しん単独も含む）
- ⑪麻しん風しん混合第 2 期（麻しん単独・風しん単独も含む）
- ⑫日本脳炎 1 期
- ⑬日本脳炎 2 期
- ⑭二種混合（ジフテリア・破傷風）
- ⑮ヒトパピローマウイルス感染症
- ⑯妊婦向け RS ウイルス感染症
- ⑰高齢者のインフルエンザ
- ⑱高齢者の肺炎球菌感染症
- ⑲新型コロナウイルス感染症
- ⑳帯状疱疹

2 学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 13 条及び 15 条に規定する健康診断、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 53 条の 2 に規定する定期の健康診断

- ①結核精密健診（児童・生徒）
- ②結核精密健診（教職員）

3 母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 10 条に規定する保健指導、同第 12 条及び第 13 条に規定する健康診査

- ①出生前小児保健指導
- ②乳児一般健康診査
- ③3 歳児視覚精密検査結果報告
- ④3 歳児聴覚健康検査

4 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第24条に規定する特定保健指導

①特定保健指導

5 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第17条に規定する健康診断

①結核接触者健康診断

6 健康増進法（平成14年法律第103号）第18条に規定する専門的な栄養指導

①D K D栄養食事指導

7 健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2に規定する健康増進事業として市町村が実施する業務

- ①胃がんリスク判定（検査）
- ②胃がん（胃部エックス線検査）個別検診
- ③胃がん（胃内視鏡・尿素呼気検査、胃内視鏡検査）検診
- ④子宮がん（細胞診）個別検診
- ⑤子宮がん（H P V検査単独法）個別検診
- ⑥乳がん個別検診
- ⑦肝炎ウイルス検査（感染リスクの者も含む）
- ⑧一般健康診査事業（生活保護受給者等健診）
- ⑨大腸がん検診
- ⑩骨粗しょう症検診

第二章 委託業務の仕様等

1 予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項に規定する定期の予防接種

項番	1 ①～⑯																														
名称	A類疾病の予防接種																														
仕様	<p>1 委託業務 乙は、予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項に規定される定期の予防接種として、A類疾病の予防接種業務を実施する。 但し、乙が甲に対してその実施を表明していないものを除く。</p> <p>2 対象者 本業務の対象者は、予防接種法施行令で定める者のうち、姫路市に住所を有する者とする。</p> <p>3 実施内容 乙は、下記の業務を実施すること。</p> <p>(1) 接種対象者の確認 (2) 予防接種の説明 (3) 予診 (4) ワクチンの接種 (5) 母子健康手帳等への証明又は接種済証の交付 (6) 接種後の保健指導 (7) 接種したワクチン名、接種量及びロットナンバー及び接種日の記録 (8) 厚生労働省に対する副反応報告 (9) ワクチンの購入及び管理 (10) 自己負担額がある場合の費用徴収 (11) その他業務を行うために必要なこと</p> <p>4 完了報告 業務委託契約約款第10条第1項の規定の通りとする。</p> <p>5 その他 業務の手順は、姫路市予防接種実施要領に沿って実施すること。</p>																														
委託料	<p>委託料は、下表の単価に、その予防接種又は予診のみを実施した件数を乗じて得た金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 60%;">予防接種の種類</th> <th style="width: 15%;">接種</th> <th style="width: 20%;">予診のみ (不応)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>ロタウイルス感染症1価</td> <td>15,576円</td> <td>3,613円</td> </tr> <tr> <td>①</td> <td>ロタウイルス感染症5価</td> <td>10,310円</td> <td>3,613円</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>B型肝炎</td> <td>7,076円</td> <td>3,613円</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>Hib感染症</td> <td>9,664円</td> <td>3,613円</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>小児の肺炎球菌感染症</td> <td>12,743円</td> <td>3,613円</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>五種混合（ジフテリア・破傷風・百日せき</td> <td>20,883円</td> <td>3,613円</td> </tr> </tbody> </table>				予防接種の種類	接種	予診のみ (不応)	①	ロタウイルス感染症1価	15,576円	3,613円	①	ロタウイルス感染症5価	10,310円	3,613円	②	B型肝炎	7,076円	3,613円	③	Hib感染症	9,664円	3,613円	④	小児の肺炎球菌感染症	12,743円	3,613円	⑤	五種混合（ジフテリア・破傷風・百日せき	20,883円	3,613円
	予防接種の種類	接種	予診のみ (不応)																												
①	ロタウイルス感染症1価	15,576円	3,613円																												
①	ロタウイルス感染症5価	10,310円	3,613円																												
②	B型肝炎	7,076円	3,613円																												
③	Hib感染症	9,664円	3,613円																												
④	小児の肺炎球菌感染症	12,743円	3,613円																												
⑤	五種混合（ジフテリア・破傷風・百日せき	20,883円	3,613円																												

	・急性灰白髄炎・H i b感染症)		
⑥	三種混合（ジフテリア・破傷風・百日せき）	9, 8 0 1円	3, 6 1 3円
⑦	急性灰白髄炎（不活化ポリオ）	1 0, 4 0 6円	3, 6 1 3円
⑧	B C G	1 1, 6 1 6円	3, 6 1 3円
⑨	水痘	1 0, 1 3 1円	3, 6 1 3円
⑩	麻しん風しん混合1期	1 1, 1 2 1円	3, 6 1 3円
⑪	麻しん風しん混合2期	1 0, 7 0 8円	3, 6 1 3円
	麻しん風しん混合3期、4期 注1	1 0, 7 0 8円	3, 6 1 3円
	麻しん風しん混合5期 注1	1 0, 2 0 8円	3, 5 8 0円
⑩	麻しん1期	7, 5 4 6円	3, 6 1 3円
⑪	麻しん2期	7, 1 3 3円	3, 6 1 3円
	麻しん3期、4期 注1	7, 1 3 3円	3, 6 1 3円
⑩	風しん1期	7, 5 5 7円	3, 6 1 3円
⑪	風しん2期	7, 1 4 4円	3, 6 1 3円
	風しん3期、4期 注1	7, 1 4 4円	3, 6 1 3円
	風しん5期 注1	6, 7 3 2円	3, 5 8 0円
⑫	日本脳炎1期	7, 6 2 8円	3, 6 1 3円
⑬	日本脳炎2期	7, 2 1 6円	3, 6 1 3円
⑭	二種混合（ジフテリア・破傷風）	6, 3 3 6円	3, 6 1 3円
⑮	ヒトパピローマウイルス感染症9価	2 6, 8 6 3円	3, 6 1 3円
⑯	妊婦向けRSウイルス感染症	2 9, 9 3 1円	3, 6 1 3円
注1：予防接種法施行令第3条第2項の規定に該当すると認められた場合			
提出先	〒670-8530 姫路市坂田町3番地 姫路市保健所予防課 予防接種担当		
提出物	・定期予防接種事業（A類）実施報告書兼請求書等 ・予診票 注：予診票は、種類毎にまとめて提出すること。		

項番	1 ⑰～⑳														
名称	B類疾病の予防接種														
仕様	<p>1 委託業務 乙は、予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項に規定される定期の予防接種として、B類疾病の予防接種業務を実施する。 但し、乙が甲に対してその実施を表明していないものを除く。</p> <p>2 対象者 本業務の対象者は、予防接種法施行令で定める者のうち、姫路市に住所を有する者とする。</p> <p>3 実施内容 乙は、下記の業務を実施すること。</p> <p>(1) 接種対象者の確認 (2) 予防接種の説明 (3) 予診 (4) ワクチンの接種 (5) 接種済証の交付 (6) 接種後の保健指導 (7) 接種したワクチン名、接種量及びロットナンバー及び接種日の記録 (8) 厚生労働省に対する副反応報告 (9) ワクチンの購入及び管理 (10) 自己負担額がある場合の費用徴収 (11) その他業務を行うために必要なこと</p> <p>4 費用徴収 上記3(10)の費用徴収の金額は下記の通りとする。（消費税及び地方消費税相当額を含む。）</p>														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="331 1368 643 1413">予防接種の種類</th> <th data-bbox="643 1368 1209 1413">類型</th> <th data-bbox="1209 1368 1441 1413">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="331 1413 643 1883" rowspan="2">⑰高齢者インフルエンザ</td> <td data-bbox="643 1413 1209 1458">自己負担あり</td> <td data-bbox="1209 1413 1441 1458">1,500円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="643 1458 1209 1883"> 下記のいずれかの書類を持参した者 ・被保護証明書 ・市民税にかかる証明書 ・介護保険料納付通知書写し（第1～3段階） ・マイナ保険証（後期高齢者医療保険で区分が「低所得Ⅰ・Ⅱの方に限る」） ・後期高齢者医療資格確認書（限度区分の欄に区Ⅰ、区Ⅱの記載があるものに限る） </td> <td data-bbox="1209 1458 1441 1883">無料</td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 1883 643 2022" rowspan="2">⑱高齢者の肺炎球菌感染症</td> <td data-bbox="643 1883 1209 1928">自己負担あり</td> <td data-bbox="1209 1883 1441 1928">7,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="643 1928 1209 2022"> 下記のいずれかの書類を持参した者 ・市民税にかかる証明書 </td> <td data-bbox="1209 1928 1441 2022">3,000円</td> </tr> </tbody> </table>	予防接種の種類	類型	金額	⑰高齢者インフルエンザ	自己負担あり	1,500円	下記のいずれかの書類を持参した者 ・被保護証明書 ・市民税にかかる証明書 ・介護保険料納付通知書写し（第1～3段階） ・マイナ保険証（後期高齢者医療保険で区分が「低所得Ⅰ・Ⅱの方に限る」） ・後期高齢者医療資格確認書（限度区分の欄に区Ⅰ、区Ⅱの記載があるものに限る）	無料	⑱高齢者の肺炎球菌感染症	自己負担あり	7,000円	下記のいずれかの書類を持参した者 ・市民税にかかる証明書	3,000円	
	予防接種の種類	類型	金額												
	⑰高齢者インフルエンザ	自己負担あり	1,500円												
		下記のいずれかの書類を持参した者 ・被保護証明書 ・市民税にかかる証明書 ・介護保険料納付通知書写し（第1～3段階） ・マイナ保険証（後期高齢者医療保険で区分が「低所得Ⅰ・Ⅱの方に限る」） ・後期高齢者医療資格確認書（限度区分の欄に区Ⅰ、区Ⅱの記載があるものに限る）	無料												
⑱高齢者の肺炎球菌感染症	自己負担あり	7,000円													
	下記のいずれかの書類を持参した者 ・市民税にかかる証明書	3,000円													

		<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険料納付通知書写し (第1～3段階) ・マイナ保険証(後期高齢者医療保険で区分が「低所得Ⅰ・Ⅱの方に限る」) ・後期高齢者医療資格確認書(限度区分の欄に区Ⅰ、区Ⅱの記載があるものに限る) 			
		被保護証明書を持参した者	無料		
		自己負担あり	11,000円		
	⑲新型コロナウイルス感染症		下記のいずれかの書類を持参した者 <ul style="list-style-type: none"> ・市民税にかかる証明書 ・介護保険料納付通知書写し (第1～3段階) ・マイナ保険証(後期高齢者医療保険で区分が「低所得Ⅰ・Ⅱの方に限る」) ・後期高齢者医療資格確認書(限度区分の欄に区Ⅰ、区Ⅱの記載があるものに限る) 	5,000円	
			被保護証明書を持参した者	無料	
			自己負担あり	4,000円	
	⑳高齢者の帯状疱疹	生ワクチン	下記のいずれかの書類を持参した者 <ul style="list-style-type: none"> ・市民税にかかる証明書 ・介護保険料納付通知書写し (第1～3段階) ・マイナ保険証(後期高齢者医療保険で区分が「低所得Ⅰ・Ⅱの方に限る」) ・後期高齢者医療資格確認書(限度区分の欄に区Ⅰ、区Ⅱの記載があるものに限る) 	2,000円	
			被保護証明書を持参した者	無料	
			自己負担あり	17,000円	
		組換ワクチン		下記のいずれかの書類を持参した者 <ul style="list-style-type: none"> ・市民税にかかる証明書 ・介護保険料納付通知書写し (第1～3段階) ・マイナ保険証(後期高齢者医療保険で区分が「低所得Ⅰ・Ⅱの方に限る」) ・後期高齢者医療資格確認書(限度区分の欄に区Ⅰ、区Ⅱの記載があるものに限る) 	8,000円
				被保護証明書を持参した者	無料
				自己負担あり	17,000円

	<p>5 完了報告 業務委託契約約款第10条第1項の規定の通りとする。</p> <p>6 その他 業務の手順は、姫路市予防接種実施要領に沿って実施すること。</p>
--	--

委託料は、下表の単価に、その予防接種又は予診のみを実施した件数を乗じて得た金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

	予防接種の種類	単価	
委託料	⑰高齢者インフルエンザ	自己負担あり	3,791円
		下記のいずれかの書類を持参した者 ・被保護証明書 ・市民税にかかる証明書 ・介護保険料納付通知書写し (第1～3段階) ・マイナ保険証(後期高齢者医療保険で区分が「低所得Ⅰ・Ⅱの方に限る」) ・後期高齢者医療資格確認書(限度区分の欄に区Ⅰ、区Ⅱの記載があるものに限る)	5,291円
		予診のみ(不応)	3,201円
		自己負担あり	4,561円
	⑱高齢者の肺炎球菌感染症	下記のいずれかの書類を持参した者 ・市民税にかかる証明書 ・介護保険料納付通知書写し (第1～3段階) ・マイナ保険証(後期高齢者医療保険で区分が「低所得Ⅰ・Ⅱの方に限る」) ・後期高齢者医療資格確認書(限度区分の欄に区Ⅰ、区Ⅱの記載があるものに限る)	8,561円
		被保護証明書を持参した者	11,561円
		予診のみ(不応)	3,201円
		自己負担あり	4,741円
	⑲新型コロナウイルス感染症	下記のいずれかの書類を持参した者 ・市民税にかかる証明書 ・介護保険料納付通知書写し (第1～3段階) ・マイナ保険証(後期高齢者医療保険で区分が「低所得Ⅰ・Ⅱの方に限る」)	10,741円

		・後期高齢者医療資格確認書（限度区分の欄に区Ⅰ、区Ⅱの記載があるものに限る）		
		被保護証明書を持参した者		15,741円
		予診のみ（不応）		3,201円
	②⑩高齢者の帯状疱疹	生 ワ ク チ ン	自己負担あり	4,591円
			下記のいずれかの書類を持参した者 ・市民税にかかる証明書 ・介護保険料納付通知書写し（第1～3段階） ・マイナ保険証（後期高齢者医療保険で区分が「低所得Ⅰ・Ⅱの方に限る」） ・後期高齢者医療資格確認書（限度区分の欄に区Ⅰ、区Ⅱの記載があるものに限る）	6,591円
			被保護証明書を持参した者	8,591円
		組 換 ワ ク チ ン	自己負担あり	4,791円
			下記のいずれかの書類を持参した者 ・市民税にかかる証明書 ・介護保険料納付通知書写し（第1～3段階） ・マイナ保険証（後期高齢者医療保険で区分が「低所得Ⅰ・Ⅱの方に限る」） ・後期高齢者医療資格確認書（限度区分の欄に区Ⅰ、区Ⅱの記載があるものに限る）	13,791円
			被保護証明書を持参した者	21,791円
			予診のみ（不応）	3,201円
提出先	〒670-8530 姫路市坂田町3番地 姫路市保健所予防課 予防接種担当			
提出物	<ul style="list-style-type: none"> ・定期予防接種事業(B類予防接種)実施報告書 兼 請求書 ・予診票 ・各種証明書 注：予診票は、種類毎にまとめて提出すること。 注：各種証明書は、種類ごとに予診票と分けて提出すること。 注：各種証明書として、後期高齢者医療保険加入者のマイナ保険証にて区分を確認した者に限り、予診票に確認内容を確実に記載し、書類の添付は不要とする。			

2 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第13条及び15条に規定する健康診断、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第53条の2に規定する健康診断

項番	2①											
名称	結核精密健診（児童・生徒）											
仕様	<p>1 委託業務 乙は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第13条及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第53条の2に規定される健康診断として、結核精密健診（児童・生徒）業務を実施する。</p> <p>2 対象者 本業務の対象者は下記のいずれかに該当する者とする。 (1) 姫路市立の小学校、中学校及び特別支援学校の小学部及び中学部、並びに義務教育学校の児童・生徒のうち、定期健康診断において学校医に精密検査が必要と判定された者 (2) 姫路市立の高等学校の1年生、特別支援学校の高等部の1年生、あかつき中学校の入学者及び編入学者の生徒のうち、胸部エックス線撮影検査の結果異常が認められた者 (3) 定期健康診断後に転入した海外居住歴のある児童・生徒のうち、過去3年以内に結核高まん延国で6ヵ月以上の滞在歴がある者</p> <p>3 実施内容 乙は、下記の業務を実施すること。 (1) 診察 (2) 胸部単純エックス線撮影 (3) 喀痰検査（1回法、塗抹検査と遺伝子検査（結核菌PCR法）） (4) T-S P O T検査 (5) その他業務を行うために必要なこと</p> <p>4 完了報告 業務委託契約約款第10条第1項の規定の通りとする。</p> <p>5 その他 業務の手順は、結核精密検査実施要領（児童生徒）に沿って実施すること。</p>											
委託料	<p>委託料は、下表の単価に、その検査を実施した件数を乗じて得た金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。</p> <table border="1" data-bbox="328 1700 1436 2029"> <thead> <tr> <th data-bbox="328 1700 1058 1751">受診者に対して行った結核精密検査の内容</th> <th data-bbox="1058 1700 1436 1751">当該検査に係る委託料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="328 1751 1058 1803">ア 診察</td> <td data-bbox="1058 1751 1436 1803">3, 201円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="328 1803 1058 1854">イ 診察、胸部単純エックス線撮影（アナログ）</td> <td data-bbox="1058 1803 1436 1854">4, 928円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="328 1854 1058 1942">ウ 診察、胸部単純エックス線撮影（アナログ）及び喀痰検査</td> <td data-bbox="1058 1854 1436 1942">13, 035円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="328 1942 1058 2029">エ 診察、胸部単純エックス線撮影（アナログ）及びT-S P O T検査</td> <td data-bbox="1058 1942 1436 2029">14, 872円</td> </tr> </tbody> </table>		受診者に対して行った結核精密検査の内容	当該検査に係る委託料の額	ア 診察	3, 201円	イ 診察、胸部単純エックス線撮影（アナログ）	4, 928円	ウ 診察、胸部単純エックス線撮影（アナログ）及び喀痰検査	13, 035円	エ 診察、胸部単純エックス線撮影（アナログ）及びT-S P O T検査	14, 872円
受診者に対して行った結核精密検査の内容	当該検査に係る委託料の額											
ア 診察	3, 201円											
イ 診察、胸部単純エックス線撮影（アナログ）	4, 928円											
ウ 診察、胸部単純エックス線撮影（アナログ）及び喀痰検査	13, 035円											
エ 診察、胸部単純エックス線撮影（アナログ）及びT-S P O T検査	14, 872円											

	オ 診察、胸部単純エックス線撮影（アナログ）、 喀痰検査及びT-S P O T検査	21,582円
	カ 診察、胸部単純エックス線撮影（デジタル）	5,511円
	キ 診察、胸部単純エックス線撮影（デジタル） 及び喀痰検査	13,618円
	ク 診察、胸部単純エックス線撮影（デジタル） 及びT-S P O T検査	15,455円
	ケ 診察、胸部単純エックス線撮影（デジタル）、 喀痰検査及びT-S P O T検査	22,165円
提出先	〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地 姫路市教育委員会健康教育課 体育安全係	
提出物	<ul style="list-style-type: none"> ・結核検診（児童生徒）実施報告書兼請求書 ・結核精密検査券（C票） 	

項 番	2②																					
名 称	結核精密検査（教職員）																					
仕 様	<p>1 委託業務 乙は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第15条及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第53条の2に規定される健康診断として、結核精密健診（教職員）業務を実施する。</p> <p>2 対象者 本業務の対象者は、姫路市立幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校・高等学校・義務教育学校に在籍する教職員のうち、定期健康診断における胸部エックス線撮影結果により要精密検査者と判定された者とする。</p> <p>3 実施内容 乙は、下記の業務を実施すること（但し、検査項目は下記のものに限る）。</p> <p>(1) 診察 (2) 胸部単純エックス線撮影 (3) 喀痰検査（1回法、塗抹検査と遺伝子検査（結核菌PCR法）） (4) T-S P O T検査 (5) その他業務を行うために必要なこと</p> <p>4 完了報告 業務委託契約約款第10条第1項の規定の通りとする。</p> <p>5 その他 業務の手順は、教職員結核精密検査依頼書に沿って実施すること。</p>																					
委託料	<p>委託料は、下表の単価に、その検査を実施した件数を乗じて得た金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。</p> <table border="1" data-bbox="331 1272 1433 2033"> <thead> <tr> <th data-bbox="331 1272 1058 1317">受診者に対して行った結核精密検査の内容</th> <th data-bbox="1058 1272 1433 1317">当該検査に係る委託料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="331 1317 1058 1361">ア 診察</td> <td data-bbox="1058 1317 1433 1361">3, 201円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 1361 1058 1406">イ 診察、胸部単純エックス線撮影（アナログ）</td> <td data-bbox="1058 1361 1433 1406">4, 928円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 1406 1058 1507">ウ 診察、胸部単純エックス線撮影（アナログ）及び喀痰検査</td> <td data-bbox="1058 1406 1433 1507">13, 035円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 1507 1058 1608">エ 診察、胸部単純エックス線撮影（アナログ）及びT-S P O T検査</td> <td data-bbox="1058 1507 1433 1608">14, 872円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 1608 1058 1697">オ 診察、胸部単純エックス線撮影（アナログ）、喀痰検査及びT-S P O T検査</td> <td data-bbox="1058 1608 1433 1697">21, 582円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 1697 1058 1742">カ 診察、胸部単純エックス線撮影（デジタル）</td> <td data-bbox="1058 1697 1433 1742">5, 511円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 1742 1058 1843">キ 診察、胸部単純エックス線撮影（デジタル）及び喀痰検査</td> <td data-bbox="1058 1742 1433 1843">13, 618円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 1843 1058 1933">ク 診察、胸部単純エックス線撮影（デジタル）及びT-S P O T検査</td> <td data-bbox="1058 1843 1433 1933">15, 455円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 1933 1058 2033">ケ 診察、胸部単純エックス線撮影（デジタル）、喀痰検査及びT-S P O T検査</td> <td data-bbox="1058 1933 1433 2033">22, 165円</td> </tr> </tbody> </table>		受診者に対して行った結核精密検査の内容	当該検査に係る委託料の額	ア 診察	3, 201円	イ 診察、胸部単純エックス線撮影（アナログ）	4, 928円	ウ 診察、胸部単純エックス線撮影（アナログ）及び喀痰検査	13, 035円	エ 診察、胸部単純エックス線撮影（アナログ）及びT-S P O T検査	14, 872円	オ 診察、胸部単純エックス線撮影（アナログ）、喀痰検査及びT-S P O T検査	21, 582円	カ 診察、胸部単純エックス線撮影（デジタル）	5, 511円	キ 診察、胸部単純エックス線撮影（デジタル）及び喀痰検査	13, 618円	ク 診察、胸部単純エックス線撮影（デジタル）及びT-S P O T検査	15, 455円	ケ 診察、胸部単純エックス線撮影（デジタル）、喀痰検査及びT-S P O T検査	22, 165円
受診者に対して行った結核精密検査の内容	当該検査に係る委託料の額																					
ア 診察	3, 201円																					
イ 診察、胸部単純エックス線撮影（アナログ）	4, 928円																					
ウ 診察、胸部単純エックス線撮影（アナログ）及び喀痰検査	13, 035円																					
エ 診察、胸部単純エックス線撮影（アナログ）及びT-S P O T検査	14, 872円																					
オ 診察、胸部単純エックス線撮影（アナログ）、喀痰検査及びT-S P O T検査	21, 582円																					
カ 診察、胸部単純エックス線撮影（デジタル）	5, 511円																					
キ 診察、胸部単純エックス線撮影（デジタル）及び喀痰検査	13, 618円																					
ク 診察、胸部単純エックス線撮影（デジタル）及びT-S P O T検査	15, 455円																					
ケ 診察、胸部単純エックス線撮影（デジタル）、喀痰検査及びT-S P O T検査	22, 165円																					

提出先	〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地 姫路市教育委員会教職員課 健康診断担当
提出物	・教職員結核精密検査事業実施報告書兼請求書 ・教職員結核精密検査券（C票）

3 母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導、同第12条及び第13条に規定する健康診査

項番	3①
名称	出生前小児保健指導
仕様	<p>1 委託業務 乙は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条に規定される健康診査として、出生前小児保健指導業務を実施する。</p> <p>2 対象者 本業務の対象者は、姫路市に住所を有する育児不安の高い妊婦等とする。</p> <p>3 実施内容 乙は、下記の業務を実施すること。</p> <p>(1) 産科医の業務内容 ア 産科医療診療情報の提供 イ 小児科医との連携 ウ その他業務を行うために必要なこと</p> <p>(2) 小児科医の業務内容 ア 小児科医療育児指導 イ 産科医との連携 ウ その他業務を行うために必要なこと</p> <p>4 完了報告 業務委託契約約款第10条第1項の規定の通りとする。</p> <p>5 その他 業務の手順は、出生前小児保健指導事業実施要領に沿って実施すること。</p>
委託料	<p>委託料は、下記の単価に、その保健指導を実施した件数を乗じて得た金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。</p> <p>1 産科医療診療情報提供料 1件当たり 2,750円 (税抜単価2,500円、消費税及び地方消費税250円)</p> <p>2 小児科医療育児指導料 1件当たり 4,631円 (税抜単価4,210円、消費税及び地方消費税421円)</p>
提出先	〒670-8530 姫路市坂田町3番地 姫路市保健所健康課 母子保健担当
提出物	<ul style="list-style-type: none"> ・出生前小児保健指導実施報告書兼請求書 ・産科医の場合：出生前小児保健指導紹介状② ・小児科医の場合：出生前小児保健指導結果報告書②

項 番	3②
名 称	乳児一般健康診査
仕 様	<p>1 委託業務 乙は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条に規定される健康診査として、乳児一般健康診査業務を実施する。</p> <p>2 対象者 本業務の対象者は、姫路市に住所を有する次の各号に定める乳児とする。 (1) 乳児一般健康診査 満4か月を超え満5か月までの児 (2) 10か月児一般健康診査 満10か月を超え満11か月までの児</p> <p>3 実施内容 乙は、下記の業務を実施すること。 (1) 乳児一般健康診査 (2) 10か月児健康診査 (3) その他業務を行うために必要なこと</p> <p>4 完了報告 業務委託契約約款第10条第1項の規定の通りとする。</p> <p>5 その他 業務の手順は、乳児一般健康診査委託実施要綱及び10か月児一般健康診査委託実施要綱に沿って実施すること。</p>
委 託 料	<p>委託料は、下記の単価に、その健康診査を実施した件数を乗じて得た金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。</p> <p>1 乳児一般健康診査 1件あたり 5,604円 (単価5,095円、消費税及び地方消費税509円)</p> <p>2 10か月児一般健康診査 1件あたり 5,604円 (単価5,095円、消費税及び地方消費税509円)</p>
提 出 先	〒670-8530 姫路市坂田町3番地 姫路市保健所健康課 母子保健担当
提 出 物	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児一般健康診査実施報告書兼請求書 ・乳児一般健康診査を実施した場合：4か月児健康診査票 ・10か月児一般健康診査を実施した場合：10か月児健康診査票

項 番	3③
名 称	3歳児視覚精密検査結果報告
仕 様	<p>1 委託業務 乙は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条に規定される健康診査の一環として実施した3歳児視覚精密検査の結果報告業務を実施する。</p> <p>2 対象者 本業務の対象者は、姫路市に住所を有し、3歳児視覚健康診査において、より精密に健康診査を行う必要があると認められた児とする。</p> <p>3 実施内容 乙は、3歳児視覚精密検査の結果報告業務を実施すること。</p> <p>4 完了報告 業務委託契約約款第10条第1項の規定の通りとする。</p> <p>5 その他 業務の手順は、3歳児視覚精密検査結果報告手順書に沿って実施すること。</p>
委託料	<p>委託料は、下記の単価に、その健康診査を実施した件数を乗じて得た金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。</p> <p>精密検査及び報告書作成1件あたり 449円 （単価409円、消費税及び地方消費税40円）</p>
提出先	〒670-8530 姫路市坂田町3番地 姫路市保健所健康課 母子保健担当
提出物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3歳児視覚精密検査結果報告書兼請求書 ・ 3歳児視覚精密検査報告書（診療情報提供書）

項 番	3④
名 称	3歳児聴覚健康診査
仕 様	<p>1 委託業務 乙は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条に規定される健康診査として、3歳児聴覚健康診査業務を実施する。</p> <p>2 対象者 本業務の対象者は、姫路市に住所を有し、3歳児健康診査のスクリーニングにおいて、より精密に健康診査を行う必要があると認められた児とする。</p> <p>3 実施内容 乙は、下記の業務を実施すること。 (1) 聴覚健康診査 (2) その他業務を行うために必要なこと</p> <p>4 完了報告 業務委託契約約款第10条第1項の規定の通りとする。</p> <p>5 その他 業務の手順は、3歳児聴覚健康診査実施手順書に沿って実施すること。</p>
委 託 料	<p>委託料は、下記の単価に、その健康診査を実施した件数を乗じて得た金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。</p> <p>健康診査及び報告書作成1件あたり 4,026円 （単価3,660円、消費税及び地方消費税366円）</p>
提 出 先	〒670-8530 姫路市坂田町3番地 姫路市保健所健康課 母子保健担当
提 出 物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3歳児聴覚健康診査結果報告書兼請求書 ・ 3歳児聴覚健康診査結果報告書（診療情報提供書）

4 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第24条に規定する特定保健指導

項番	4①																					
名称	特定保健指導																					
仕様	<p>1 委託業務 乙は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第24条に規定する特定保健指導として、特定保健指導業務を実施する。</p> <p>2 対象者 本業務の対象者は、下記のいずれかの者であって姫路市国民健康保険の被保険者であることを確認した者とする。</p> <p>(1) 甲が交付した特定健診結果通知書を提示した者</p> <p>(2) 「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4版）」（厚生労働省保険局医療介護連携政策課医療費適正化推進室）の最新版で、特定保健指導の対象者（「積極的支援」又は「動機付け支援」）と判定された者</p> <p>3 実施内容 乙は、下記の業務を実施すること。</p> <p>(1) 動機付け支援</p> <p>(2) 積極的支援</p> <p>(3) その他業務を行うために必要なこと</p> <p>4 完了報告 業務委託契約約款第10条第1項の規定の通りとする。</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 業務の手順は、甲が作成した最新の特定保健指導実施マニュアルに沿って実施すること。</p> <p>(2) 甲は、実施報告書の内容を国民健康保険連合会の特定健診等データ管理システムに登録する。</p>																					
委託料	<p>委託料は、下表の単価に、その指導を実施した件数を乗じて得た金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。円未満の端数は切り捨てる）とする。</p> <table border="1" data-bbox="331 1462 1431 1933"> <tr> <td data-bbox="331 1462 882 1507">動機付け支援</td> <td data-bbox="882 1462 1431 1507">7,953円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="331 1507 1431 1552">(支払条件)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 1552 882 1597">初回指導時（委託料の8/10）</td> <td data-bbox="882 1552 1431 1597">6,362円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 1597 882 1641">最終評価時（委託料の2/10）</td> <td data-bbox="882 1597 1431 1641">1,590円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 1641 882 1686">途中終了時（委託料の1/10）</td> <td data-bbox="882 1641 1431 1686">795円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 1686 882 1731">積極的支援</td> <td data-bbox="882 1686 1431 1731">23,898円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="331 1731 1431 1776">(支払条件)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 1776 882 1821">初回指導時（委託料の4/10）</td> <td data-bbox="882 1776 1431 1821">9,559円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 1821 882 1865">最終評価時（委託料の6/10）</td> <td data-bbox="882 1821 1431 1865">14,339円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 1865 882 1910">途中終了時</td> <td data-bbox="882 1865 1431 1910">下記アの金額</td> </tr> </table> <p>ア 報告時に委託料の10分の1に加えて、委託料の10分の4に必要なポイント180ポイントの内の獲得ポイントの割合を乗じた金額</p>		動機付け支援	7,953円	(支払条件)		初回指導時（委託料の8/10）	6,362円	最終評価時（委託料の2/10）	1,590円	途中終了時（委託料の1/10）	795円	積極的支援	23,898円	(支払条件)		初回指導時（委託料の4/10）	9,559円	最終評価時（委託料の6/10）	14,339円	途中終了時	下記アの金額
動機付け支援	7,953円																					
(支払条件)																						
初回指導時（委託料の8/10）	6,362円																					
最終評価時（委託料の2/10）	1,590円																					
途中終了時（委託料の1/10）	795円																					
積極的支援	23,898円																					
(支払条件)																						
初回指導時（委託料の4/10）	9,559円																					
最終評価時（委託料の6/10）	14,339円																					
途中終了時	下記アの金額																					

	<p>(算定例)</p> $23,898 \text{ 円} \div 10 + 23,898 \text{ 円} \times (4 \div 10) \times \text{獲得ポイント} \div 180 \text{ ポイント}$ $= 2,389.8 + 9559.2 \times \text{獲得ポイント} \div 180$
提出先	<p>〒670-0061 姫路市西今宿三丁目7番21号 一般社団法人姫路市医師会 産業保健課</p>
提出物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導実施報告書 ・ 特定保健指導実施件数報告書 ・ 特定保健指導請求書

5 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第17条に規定する健康診断

項番	5①																													
名称	結核接触者健康診断																													
仕様	<p>1 委託業務 乙は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第17条に規定される健康診断として、結核接触者健康診断業務を実施する。</p> <p>2 対象者 本業務の対象者は、姫路市に住所を有し、甲が健康診断を勧告し検査が必要と認めた者とする。</p> <p>3 実施内容 乙は、下記の業務を実施すること。 (1) ツベルクリン反応検査 (2) 胸部エックス線検査 (3) IGRA 検査 (4) その他業務を行うために必要なこと</p> <p>4 検査結果報告 乙は、健康診断後速やかに、健康診断実施報告書に検査結果及び胸部エックス線フィルムを添えて甲に報告する。</p> <p>5 完了報告 業務委託契約約款第10条第1項の規定の通りとする。</p> <p>6 その他 業務の手順は、結核接触者健康診断実施要領に沿って実施すること。</p>																													
委託料	<p>委託料は、下表の単価に、その検査を実施した件数を乗じて得た金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。</p> <table border="1" data-bbox="327 1413 1437 1989"> <thead> <tr> <th data-bbox="327 1413 887 1458">検査種目</th> <th data-bbox="887 1413 1161 1458">6歳未満（税込）</th> <th data-bbox="1161 1413 1437 1458">6歳以上（税込）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="327 1458 887 1503">ツベルクリン反応検査</td> <td data-bbox="887 1458 1161 1503">8,861円</td> <td data-bbox="1161 1458 1437 1503">7,618円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 1503 887 1547">ツベルクリン反応検査+IGRA 検査</td> <td data-bbox="887 1503 1161 1547">16,209円</td> <td data-bbox="1161 1503 1437 1547">14,581円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 1547 887 1648">IGRA 検査 +胸部エックス線検査アナログ</td> <td data-bbox="887 1547 1161 1648">14,503円</td> <td data-bbox="1161 1547 1437 1648">12,056円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 1648 887 1742">IGRA 検査 +胸部エックス線検査デジタル</td> <td data-bbox="887 1648 1161 1742">15,235円</td> <td data-bbox="1161 1648 1437 1742">12,782円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 1742 887 1787">IGRA 検査</td> <td data-bbox="887 1742 1161 1787">11,374円</td> <td data-bbox="1161 1742 1437 1787">10,164円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 1787 887 1839">胸部エックス線検査アナログ</td> <td data-bbox="887 1787 1161 1839">5,918円</td> <td data-bbox="1161 1787 1437 1839">5,093円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 1839 887 1890">胸部エックス線検査デジタル</td> <td data-bbox="887 1839 1161 1890">6,644円</td> <td data-bbox="1161 1839 1437 1890">5,819円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 1890 887 1989">胸部エックス線フィルム・CD等の提出のみ</td> <td data-bbox="887 1890 1161 1989"></td> <td data-bbox="1161 1890 1437 1989">1,100円</td> </tr> </tbody> </table>			検査種目	6歳未満（税込）	6歳以上（税込）	ツベルクリン反応検査	8,861円	7,618円	ツベルクリン反応検査+IGRA 検査	16,209円	14,581円	IGRA 検査 +胸部エックス線検査アナログ	14,503円	12,056円	IGRA 検査 +胸部エックス線検査デジタル	15,235円	12,782円	IGRA 検査	11,374円	10,164円	胸部エックス線検査アナログ	5,918円	5,093円	胸部エックス線検査デジタル	6,644円	5,819円	胸部エックス線フィルム・CD等の提出のみ		1,100円
検査種目	6歳未満（税込）	6歳以上（税込）																												
ツベルクリン反応検査	8,861円	7,618円																												
ツベルクリン反応検査+IGRA 検査	16,209円	14,581円																												
IGRA 検査 +胸部エックス線検査アナログ	14,503円	12,056円																												
IGRA 検査 +胸部エックス線検査デジタル	15,235円	12,782円																												
IGRA 検査	11,374円	10,164円																												
胸部エックス線検査アナログ	5,918円	5,093円																												
胸部エックス線検査デジタル	6,644円	5,819円																												
胸部エックス線フィルム・CD等の提出のみ		1,100円																												

提出先	〒670-8530 姫路市坂田町3番地 姫路市保健所予防課 感染症担当
提出物	・健康診断実施報告書、検査結果、胸部エックス線フィルム ・結核健康診断等委託料請求書

6 健康増進法（平成14年法律第103号）第18条に規定する専門的な栄養指導

項番	6①
名称	DKD栄養食事指導
仕様	<p>1 委託業務 乙は、健康増進法（平成14年法律第103号）第18条に規定される栄養指導に関し、DKD栄養食事指導業務を実施する。</p> <p>2 対象者 本業務の対象者は、下記のいずれにも該当する者とする。 (1) 姫路市に住所を有し、糖尿病がある者 (2) 栄養食事指導を受ける機会が無く、乙において、甲が実施する管理栄養士による栄養食事指導の必要があると判断した者</p> <p>3 実施内容 乙は、下記の通り業務を実施すること。 (1) 診療情報（申込書兼指示書）の提供（最大3回まで） (2) その他業務を行うために必要なこと</p> <p>4 完了報告 業務委託契約約款第10条第1項の規定の通りとする。</p> <p>5 その他 業務の手順は、姫路市栄養食事指導事業実施要領に沿って実施すること。</p>
委託料	<p>委託料は、下記の単価に、その診療情報を提供した件数を乗じて得た金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。 1件当たり 2,750円（単価2,500円、消費税及び地方消費税250円）</p>
提出先	〒670-8530 姫路市坂田町3番地 姫路市保健所健康課 健康増進担当
提出物	・DKD栄養食事指導事業 実施報告書 兼 請求書

7 健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2に規定する健康増進事業として市町村が実施する業務

項番	7①					
名称	胃がんリスク判定（検査）					
仕様	<p>1 委託業務 乙は、健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2に規定される健康増進事業として、胃がんリスク判定（検査）業務を実施する。</p> <p>2 対象者 本業務の対象者は、姫路市に住所を有し、前年度中に20歳に到達した者で、無料クーポン券を持参している者とする。</p> <p>3 実施内容 乙は、下記の業務を実施すること。 (1) 問診 (2) ピロリ抗体検査（20歳到達者） (3) 対象者への精密検査の必要性の有無の説明 (4) がんを認めた際の甲への報告 (5) 記録の保存（5年） (6) その他業務を行うために必要なこと</p> <p>4 費用徴収</p> <table border="1" data-bbox="328 1081 1436 1180"> <thead> <tr> <th>類型</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無料クーポン</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table>		類型	金額	無料クーポン	無料
	類型	金額				
	無料クーポン	無料				
	<p>5 完了報告 業務委託契約約款第10条第1項の規定の通りとする。</p> <p>6 その他 業務の手順は、下記の要領に沿って実施すること。 胃がんリスク判定（検査）業務手順書</p>					
	委託料	<p>委託料は、下記の単価に、その検査を実施した件数を乗じて得た金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。</p> <p>20歳到達者へのリスク判定 1件につき 7,689円</p>				
提出先	〒670-0061 姫路市西今宿三丁目7番21号 一般社団法人姫路市医師会 検診課					
提出物	<ul style="list-style-type: none"> 胃がんリスク判定検査実施報告書兼請求書 胃がんリスク判定（検査）受診票 					

項番	7②						
名称	胃がん（胃部エックス線検査）個別検診						
仕様	1 委託業務						
	乙は、健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2に規定される健康増進事業として、胃がん（胃部エックス線検査）個別検診業務を実施する。						
	2 対象者						
	本業務の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。						
	(1) 姫路市に住所を有し、当該年度中に満40歳以上となる者のうち、4月1日現在偶数年齢で胃がん検診を受けていない者						
	(2) 甲が特に必要と認めた者						
	3 実施内容						
	乙は、下記の業務を実施すること。						
	(1) 対象者の本人確認						
	(2) 問診						
(3) 胃部エックス線撮影（最低8枚）							
(4) 胃部エックス線読影及び一次読影結果の丙への送付							
(5) 対象者への説明							
(6) 自己負担額がある場合の費用徴収							
(7) 記録の保存（5年）							
(8) その他業務を行うために必要なこと							
4 撮影装置							
乙は、撮影機器の種類を明らかにし、撮影機器は日本消化器がん検診学会の定める使用基準を満たすものを使用すること。							
5 費用徴収							
上記3(6)の費用徴収の金額は下記の通りとする。（消費税及び地方消費税相当額を含む。）							
<table border="1" data-bbox="328 1406 1436 1597"> <thead> <tr> <th data-bbox="328 1406 1110 1456">類型</th> <th data-bbox="1110 1406 1436 1456">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="328 1456 1110 1505">自己負担あり</td> <td data-bbox="1110 1456 1436 1505">3,600円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="328 1505 1110 1597">無料クーポン、市民税にかかる証明書、又は被保護証明書を持参した者</td> <td data-bbox="1110 1505 1436 1597">無料</td> </tr> </tbody> </table>		類型	金額	自己負担あり	3,600円	無料クーポン、市民税にかかる証明書、又は被保護証明書を持参した者	無料
類型	金額						
自己負担あり	3,600円						
無料クーポン、市民税にかかる証明書、又は被保護証明書を持参した者	無料						
6 完了報告							
業務委託契約約款第10条第1項の規定の通りとする。							
7 その他							
業務の手順は、下記の要領に沿って実施すること。							
(1) 胃がん（胃部エックス線検査）個別検診業務手順書							
(2) 胃がん検診のためのチェックリスト（検診実施機関用）							
(3) 仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目 胃がん検診							
(4) がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針							

委託料	委託料は、下表の単価に、その検診を実施した件数を乗じて得た金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。	
	類型	金額
	自己負担あり	6, 146円
	無料クーポン、市民税にかかる証明書、 又は被保護証明書を持参した者	9, 746円
提出先	〒670-0061 姫路市西今宿三丁目7番21号 一般社団法人姫路市医師会 検診課	
提出物	<ul style="list-style-type: none"> ・胃がん（胃部エックス線検査）個別検診実施報告書兼請求書 ・胃がん（胃部エックス線検査）個別検診受診票 	

項番	7③														
名称	胃がん（胃内視鏡・尿素呼気検査、胃内視鏡検査）検診														
仕様	<p>1 委託業務</p> <p>乙は、健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2に規定される健康増進事業として、胃がん（胃内視鏡・尿素呼気検査、胃内視鏡検査）検診業務を実施する。</p>														
	<p>2 対象者</p> <p>本業務の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p>														
	<p>(1) 姫路市に住所を有し、当該年度に使用可能な40・50・60歳クーポン券所持者のうち、当該年度に胃がん（胃部エックス線検査）検診、胃がん（胃内視鏡・ピロリ尿素呼気セット検査）検診又は胃がん（胃内視鏡検査）検診を受けていない者</p>														
	<p>(2) 甲が特に必要と認めた者</p>														
	<p>3 実施内容</p>														
	<p>乙は、下記の業務を実施すること。</p>														
	<p>(1) 対象者の本人確認</p>														
	<p>(2) 問診</p>														
	<p>(3) 胃内視鏡検査のみ、又は胃内視鏡検査及び尿素呼気検査</p>														
	<p>(4) 胃内視鏡検査読影及び一次読影結果の丙への送付</p>														
<p>(5) 対象者への説明</p>															
<p>(6) 自己負担額がある場合の費用徴収</p>															
<p>(7) 記録の保存（5年）</p>															
<p>(8) その他業務を行うために必要なこと</p>															
<p>4 費用徴収</p>															
<p>上記3(6)の費用徴収の金額は下記の通りとする。（消費税及び地方消費税相当額を含む。）</p>															
<table border="1" data-bbox="328 1361 1436 1697"> <thead> <tr> <th data-bbox="328 1361 564 1411">検査の種類</th> <th data-bbox="564 1361 1209 1411">類型</th> <th data-bbox="1209 1361 1436 1411">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="328 1411 564 1556" rowspan="2">胃内視鏡・尿素呼気セット検査</td> <td data-bbox="564 1411 1209 1456">自己負担あり</td> <td data-bbox="1209 1411 1436 1456">6,600円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="564 1456 1209 1556">市民税にかかる証明書、又は被保護証明書を持参した者</td> <td data-bbox="1209 1456 1436 1556">無料</td> </tr> <tr> <td data-bbox="328 1556 564 1697" rowspan="2">胃内視鏡検査のみ</td> <td data-bbox="564 1556 1209 1601">自己負担あり</td> <td data-bbox="1209 1556 1436 1601">5,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="564 1601 1209 1697">市民税にかかる証明書、又は被保護証明書を持参した者</td> <td data-bbox="1209 1601 1436 1697">無料</td> </tr> </tbody> </table>	検査の種類	類型	金額	胃内視鏡・尿素呼気セット検査	自己負担あり	6,600円	市民税にかかる証明書、又は被保護証明書を持参した者	無料	胃内視鏡検査のみ	自己負担あり	5,000円	市民税にかかる証明書、又は被保護証明書を持参した者	無料		
検査の種類	類型	金額													
胃内視鏡・尿素呼気セット検査	自己負担あり	6,600円													
	市民税にかかる証明書、又は被保護証明書を持参した者	無料													
胃内視鏡検査のみ	自己負担あり	5,000円													
	市民税にかかる証明書、又は被保護証明書を持参した者	無料													
<p>5 完了報告</p> <p>業務委託契約約款第10条第1項の規定の通りとする。</p>															
<p>6 その他</p>															
<p>業務の手順は、下記の要領に沿って実施すること。</p>															
<p>(1) 胃がん（胃内視鏡・尿素呼気検査、胃内視鏡検査）検診業務実施手順</p>															
<p>(2) 胃がん検診のためのチェックリスト（検診実施機関用）</p>															
<p>(3) 仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目 胃がん検診</p>															

	(4) がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針		
委託料	委託料は、下表の単価に、その検診を実施した件数を乗じて得た金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。		
	1 丙が二次読影したもの		
	胃内視鏡・尿素呼気セット検査	自己負担あり	12,218円
		市民税にかかる証明書、又は被保護証明書を持参した者	18,818円
	胃内視鏡検査のみ	自己負担あり	8,826円
		市民税にかかる証明書、又は被保護証明書を持参した者	13,826円
	2 自院にて二次読影をしたもの		
	胃内視鏡・尿素呼気セット検査	自己負担あり	13,618円
		市民税にかかる証明書、又は被保護証明書を持参した者	20,218円
	胃内視鏡検査のみ	自己負担あり	10,226円
市民税にかかる証明書、又は被保護証明書を持参した者		15,226円	
提出先	〒670-0061 姫路市西今宿三丁目7番21号 一般社団法人姫路市医師会 検診課		
提出物	<ul style="list-style-type: none"> 胃がん（胃内視鏡・尿素呼気検査）検診実施報告書兼請求書 胃がん（胃内視鏡・尿素呼気検査）問診票兼結果票 		

項番	7④	
名称	子宮頸がん（細胞診）個別検診	
仕様	1 委託業務	
	乙は、健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2に規定される健康増進事業として、子宮頸がん検診（細胞診検体採取）業務を実施する。	
	2 対象者	
	本業務の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。	
	(1) 姫路市に住所を有する20歳代の女性のうち、4月1日現在偶数歳の者で、当該年度に子宮頸がん（細胞診）検診を受けていない者 (2) 甲が特に必要と認めた者。	
3 実施内容		
乙は、下記の業務を実施すること。		
(1) 対象者の本人確認		
(2) 問診		
(3) 検体を採取し、丙へ送付		
(4) 対象者への説明		
(5) 自己負担額がある場合の費用徴収		
(6) 記録の保存（5年）		
(7) その他業務を行うために必要なこと		
4 費用徴収		
上記3(5)の費用徴収の金額は下記の通りとする。（消費税及び地方消費税相当額を含む。）		
検診の種類	類型	金額
細胞診 (検体採取等)	無料クーポン、市民税にかかる証明書、 又は被保護証明書を持参した者	無料
	上記の対象でない者	2,200円
5 完了報告		
業務委託契約約款第10条第1項の規定の通りとする。		
6 その他		
業務の手順は、下記の要領に沿って実施すること。		
(1) 子宮頸がん（細胞診）個別検診業務手順書		
(2) 子宮頸がん（細胞診）検診のためのチェックリスト（検診実施機関用）		
(3) 仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目（子宮頸がん（細胞診）検診）		
(4) がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針		

委託料	委託料は、下表の単価に、その検診を実施した件数を乗じて得た金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。		
	細胞診 (検体採取等)	無料クーポン券、市民税にかかる証明書、 又は被保護証明書を持参した者	6,050円
		上記の対象でない者	3,850円
提出先	〒670-0061 姫路市西今宿三丁目7番21号 一般社団法人姫路市医師会 検診課		
提出物	<ul style="list-style-type: none"> ・子宮頸がん個別検診実施報告書兼請求書 ・子宮頸がん（細胞診）個別検診受診票 		

項番	7⑤	
名称	子宮頸がん（HPV検査単独法）個別検診	
仕様	1 委託業務	
	乙は、健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2に規定される健康増進事業として、子宮頸がん（HPV検査単独法検体採取）業務を実施する。	
	2 対象者	
	本業務の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。	
	<p>(1) 姫路市に住所を有する30歳から60歳の女性のうち、4月1日現在、5歳ごとの節目年齢で当該年度に子宮頸がん（HPV検査単独法）検診を受けていない者</p> <p>(2) 姫路市に住所を有する31歳以上の女性のうち、上記（1）以外の者で、前年度までの4か年度内HPV単独法による子宮頸がん検診を受診しておらず、かつ前年度に市の実施する子宮頸がん検診を受診していない者 （注 令和8年度のみ経過措置として実施）</p> <p>(3) 甲が特に必要と認めた者。</p>	
3 実施内容		
乙は、下記の業務を実施すること。		
(1) 対象者の本人確認		
(2) 問診		
(3) 検体を採取し、丙へ送付		
(4) 対象者への説明		
(5) 自己負担額がある場合の費用徴収		
(6) 記録の保存（5年）		
(7) その他業務を行うために必要なこと		
4 費用徴収		
上記3（5）の費用徴収の金額は下記の通りとする。（消費税及び地方消費税相当額を含む。）		
検診の種類	類型	金額
HPV検査単独法（検体採取等）	無料クーポン、市民税にかかる証明書、又は被保護証明書を持参した者	無料
	上記の対象でない者	2,700円
5 完了報告		
業務委託契約約款第10条第1項の規定の通りとする。		
6 その他		
業務の手順は、下記の要領に沿って実施すること。		
(1) 子宮頸がん（HPV検査単独法）個別検診業務手順書		
(2) 子宮頸がん（HPV検査単独法）検診のためのチェックリスト（検診実施機用）		
(3) 仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目 子宮頸がん（HPV検査単独法）検診		

	(4) がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針		
委託料	委託料は、下表の単価に、その検診を実施した件数を乗じて得た金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。		
	H P V 検査単 独法（検体採 取等）	無料クーポン券、市民税にかかる証明書、 又は被保護証明書を持参した者	6, 0 5 0円
		上記の対象でない者	3, 3 5 0円
提出先	〒670-0061 姫路市西今宿三丁目7番21号 一般社団法人姫路市医師会 検診課		
提出物	<ul style="list-style-type: none"> ・子宮頸がん個別検診実施報告書兼請求書 ・子宮頸がん（H P V 単独法）個別検診受診票 		

項番	7⑥	
名称	乳がん個別検診	
仕様	1 委託業務	
	乙は、健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2に規定される健康増進事業として、乳がん個別検診業務を実施する。	
	2 対象者	
	本業務の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。	
	(1) 姫路市に住所を有する満40歳以上の女性のうち、4月1日現在偶数年齢で、当該年度に乳がん検診を受けていない者	
	(2) 甲が特に必要と認めた者	
3 実施内容		
乙は、下記の業務を実施すること。		
(1) 対象者の本人確認		
(2) 問診		
(3) 乳房エックス線撮影		
(4) 乳房エックス線読影及び一次読影結果の丙への送付		
(5) 対象者への説明		
(6) 自己負担額がある場合の費用徴収		
(7) 記録の保存（5年）		
(8) その他業務を行うために必要なこと		
4 撮影装置		
乙は、乳房エックス線装置の種類を明らかにするとともに、マンモグラフィによる乳がん検診の手引き第8版増補版又は、マンモグラフィガイドライン第4版にあげる日本医学放射線学会の定める仕様基準を満たしている装置を使用すること。		
5 費用徴収		
上記3(6)の費用徴収の金額は下記の通りとする。（消費税及び地方消費税相当額を含む。）		
	金額	
自己負担あり	3,300円	
無料クーポン、市民税にかかる証明書、又は被保護証明書を持参した者	無料	
6 完了報告		
業務委託契約約款第10条第1項の規定の通りとする。		
7 その他		
業務の手順は、下記の要領に沿って実施すること。		
(1) 乳がん個別検診業務手順書		
(2) 乳がん検診のためのチェックリスト（検診実施機関用）		
(3) 仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目 乳がん検診		

	(4) がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針		
委託料	委託料は、下表の単価に、その検診を実施した件数を乗じて得た金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。		
	丙が二次読影したもの		
	40～49歳	自己負担あり	5,467円
		無料クーポン・市民税にかかる証明書・被保護証明書 を持参した者	8,767円
50歳以上	自己負担あり	5,203円	
	無料クーポン・市民税にかかる証明書・被保護証明書 を持参した者	8,503円	
提出先	〒670-0061 姫路市西今宿三丁目7番21号 一般社団法人姫路市医師会 検診課		
提出物	<ul style="list-style-type: none"> ・乳がん個別検診実施報告書兼請求書 ・乳がん検診受診票 		

項番	7⑦													
名称	肝炎ウイルス検査（感染リスクの者も含む）													
仕様	1 委託業務													
	乙は、健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2に規定される健康増進事業として、肝炎ウイルス検査（感染リスクの者も含む）業務を実施する。													
	2 対象者													
	本業務の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。													
	(1) 姫路市内に住所を有する当該年度内に満40歳以上の者で、過去に姫路市がん検診等の肝炎ウイルス検診を受診したことがない者													
	(2) 甲が特に必要と認めた者													
	3 実施内容													
	乙は、下記の業務を実施すること。													
	(1) 対象者の本人確認													
	(2) 問診													
(3) B型肝炎ウイルス検査又はC型肝炎ウイルス検査														
(4) 対象者への説明														
(5) 精密検査を実施した場合の甲への報告														
(6) 自己負担額がある場合の費用徴収														
(7) 記録の保存（5年）														
(8) その他業務を行うために必要なこと														
4 費用徴収														
上記3(6)の費用徴収の金額は下記の通りとする。（消費税及び地方消費税相当額を含む。）														
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="328 1272 1227 1317">類型</th> <th data-bbox="1227 1272 1436 1317">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="328 1317 544 1462" rowspan="2">特定検診 同時受診</td> <td data-bbox="544 1317 1227 1361">自己負担あり</td> <td data-bbox="1227 1317 1436 1361">1,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 1361 1227 1462">無料クーポン、市民税にかかる証明書、又は被保護証明書を持参した者</td> <td data-bbox="1227 1361 1436 1462">無料</td> </tr> <tr> <td data-bbox="328 1462 544 1608" rowspan="2">単独受診</td> <td data-bbox="544 1462 1227 1507">自己負担あり</td> <td data-bbox="1227 1462 1436 1507">2,100円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 1507 1227 1608">無料クーポン、市民税にかかる証明書、リスク検診受診票、又は被保護証明書を持参した者</td> <td data-bbox="1227 1507 1436 1608">無料</td> </tr> </tbody> </table>		類型		金額	特定検診 同時受診	自己負担あり	1,000円	無料クーポン、市民税にかかる証明書、又は被保護証明書を持参した者	無料	単独受診	自己負担あり	2,100円	無料クーポン、市民税にかかる証明書、リスク検診受診票、又は被保護証明書を持参した者	無料
類型		金額												
特定検診 同時受診	自己負担あり	1,000円												
	無料クーポン、市民税にかかる証明書、又は被保護証明書を持参した者	無料												
単独受診	自己負担あり	2,100円												
	無料クーポン、市民税にかかる証明書、リスク検診受診票、又は被保護証明書を持参した者	無料												
5 完了報告														
業務委託契約約款第10条第1項の規定の通りとする。														
6 その他														
業務の手順は、下記の要領に沿って実施すること。														
肝炎ウイルス検査（感染リスクの者も含む）業務手順書														

委託料	委託料は、下表の単価に、その検診を実施した件数を乗じて得た金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">類型</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">特定検診 同時受診</td> <td>自己負担あり</td> <td>2,476円</td> </tr> <tr> <td>無料クーポン、市民税にかかる証明書、 又は被保護証明書を持参した者</td> <td>3,476円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">単独受診</td> <td>自己負担あり</td> <td>5,017円</td> </tr> <tr> <td>無料クーポン、市民税にかかる証明書、 リスク検診受診票、又は被保護証明書を持参した者</td> <td>7,117円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">HCV-RNA 検査</td> <td>6,457円</td> </tr> </tbody> </table>		類型		金額	特定検診 同時受診	自己負担あり	2,476円	無料クーポン、市民税にかかる証明書、 又は被保護証明書を持参した者	3,476円	単独受診	自己負担あり	5,017円	無料クーポン、市民税にかかる証明書、 リスク検診受診票、又は被保護証明書を持参した者	7,117円	HCV-RNA 検査		6,457円
	類型		金額															
	特定検診 同時受診	自己負担あり	2,476円															
		無料クーポン、市民税にかかる証明書、 又は被保護証明書を持参した者	3,476円															
	単独受診	自己負担あり	5,017円															
無料クーポン、市民税にかかる証明書、 リスク検診受診票、又は被保護証明書を持参した者		7,117円																
HCV-RNA 検査		6,457円																
提出先	〒670-0061 姫路市西今宿三丁目7番21号 一般社団法人姫路市医師会 検診課																	
提出物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 肝炎ウイルス検診（個別）実施報告書兼請求書 ・ 肝炎ウイルス検診（個別）受診票 																	

項番	7⑧
名称	一般健康診査事業（生活保護受給者等健診）
仕様	<p>1 委託業務 乙は、健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2に規定される健康増進事業として、一般健康診査事業（生活保護受給者等健診）業務を実施する。</p> <p>2 対象者 本業務の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 姫路市に住所を有する当該年度に40歳以上になる生活保護受給者で健康診査（生活保護受給者等健診）を受けていない者</p> <p>(2) 甲が特に必要と認めた者</p> <p>3 実施内容 乙は、下記の業務を実施すること。</p> <p>(1) 対象者の本人確認</p> <p>(2) 健康診査（健診対象者の全員が受ける基本的な健診）</p> <p>(3) 対象者への説明</p> <p>(4) 記録の保存（5年）</p> <p>(5) その他業務を行うために必要なこと</p> <p>4 完了報告 業務委託契約約款第10条第1項の規定の通りとする。</p> <p>5 その他 業務の手順は、一般健康診査事業（生活保護受給者等健診）業務手順書に沿って実施すること。</p>
委託料	<p>委託料は、単価に、その健診を実施した件数を乗じて得た金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。</p> <p>一件につき 7,964円</p>
提出先	〒670-0061 姫路市西今宿三丁目7番21号 一般社団法人姫路市医師会 検診課
提出物	<ul style="list-style-type: none"> ・健康診査実施報告書兼請求書 ・一般健康診査結果通知書

項番	7⑨							
名称	大腸がん検診							
仕様	<p>1 委託業務</p> <p>乙は、健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2に規定される健康増進事業として、大腸がん検診業務を実施する。</p> <p>本業務の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 姫路市に住所を有し、当該年度中に満40歳以上となる者のうち、大腸がん検診を受けていない者</p> <p>(2) 甲が特に必要と認めた者</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1) 対象者の本人確認</p> <p>(2) 問診</p> <p>(3) 対象者への説明</p> <p>(4) 自己負担額がある場合の費用徴収</p> <p>(5) 記録の保存（5年）</p> <p>(6) その他業務を行うために必要なこと</p> <p>3 費用徴収</p> <p>上記2(6)の費用徴収の金額は下記の通りとする。（消費税及び地方消費税相当額を含む。）</p>							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>類型</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自己負担あり</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>無料クーポン、市民税にかかる証明書、又は被保護証明書を持参した者</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table>	類型	金額	自己負担あり	無料	無料クーポン、市民税にかかる証明書、又は被保護証明書を持参した者	無料
	類型	金額						
	自己負担あり	無料						
	無料クーポン、市民税にかかる証明書、又は被保護証明書を持参した者	無料						
	<p>4 完了報告</p> <p>業務委託契約約款第10条第1項の規定の通りとする。</p> <p>5 その他</p> <p>業務の手順は、下記の要領に沿って実施すること。</p> <p>(1) 大腸がん検診業務手順書</p> <p>(2) 大腸がん検診のためのチェックリスト（検診実施機関用）</p> <p>(3) 仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目 大腸がん検診</p> <p>(4) がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針</p>							
委託料	<p>委託料は、単価に、その検診を実施した件数を乗じて得た金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。</p> <p>一件につき 2,475円</p>							
提出先	〒670-0061 姫路市西今宿三丁目7番21号 一般社団法人姫路市医師会 検診課							
提出物	<ul style="list-style-type: none"> ・大腸がん検診（個別）実施報告書兼請求書 ・大腸がん検診（個別）受診票 							

項番	7⑩							
名称	骨粗しょう症検診							
仕様	<p>1 委託業務 乙は、健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2に規定される健康増進事業として、骨粗しょう症検診業務を実施する。</p> <p>2 対象者 本業務の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 姫路市に住所を有する満40歳以上の女性で、当該年度に骨粗しょう症検診を受けていない者 (2) 甲が特に必要と認めた者</p> <p>3 実施方法 乙の施設の検診、または甲が指定する会場において実施すること。 (1) 対象者の本人確認 (2) 問診 (3) 踵骨超音波法（QUS法）による骨検査 (4) 対象者への説明 (5) 自己負担額がある場合の費用徴収 (6) 記録の保存（5年） (7) その他業務を行うために必要なこと</p> <p>4 費用徴収 上記3(5)の費用徴収の金額は下記の通りとする。（消費税及び地方消費税相当額を含む。）</p> <table border="1" data-bbox="327 1227 1436 1433"> <thead> <tr> <th data-bbox="327 1227 1165 1281">類型</th> <th data-bbox="1165 1227 1436 1281">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="327 1281 1165 1339">自己負担あり</td> <td data-bbox="1165 1281 1436 1339">500円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 1339 1165 1433">市民税にかかる証明書、 又は被保護証明書を持参した者</td> <td data-bbox="1165 1339 1436 1433">無料</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 完了報告 業務委託契約約款第10条第1項の規定の通りとする。</p> <p>6 その他 業務の手順は、骨粗しょう症検診業務手順書に沿って実施すること。</p>		類型	金額	自己負担あり	500円	市民税にかかる証明書、 又は被保護証明書を持参した者	無料
類型	金額							
自己負担あり	500円							
市民税にかかる証明書、 又は被保護証明書を持参した者	無料							
委託料	<p>委託料は、下表の単価に、その検診を実施した件数を乗じて得た金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。</p> <table border="1" data-bbox="327 1720 1436 1908"> <thead> <tr> <th data-bbox="327 1720 1165 1774">類型</th> <th data-bbox="1165 1720 1436 1774">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="327 1774 1165 1818">自己負担あり</td> <td data-bbox="1165 1774 1436 1818">1,205円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 1818 1165 1908">市民税にかかる証明書、 又は被保護証明書を持参した者</td> <td data-bbox="1165 1818 1436 1908">1,705円</td> </tr> </tbody> </table>		類型	金額	自己負担あり	1,205円	市民税にかかる証明書、 又は被保護証明書を持参した者	1,705円
類型	金額							
自己負担あり	1,205円							
市民税にかかる証明書、 又は被保護証明書を持参した者	1,705円							
提出先	〒670-0061 姫路市西今宿三丁目7番21号 一般社団法人姫路市医師会 検診課							

提出物

- ・骨粗しょう症検診実施報告書兼請求書
- ・骨粗しょう症検診結果通知書